

令和元年度 第2回

福島県環境影響評価審査会 議事概要

(令和元年6月10日開催)

1 会議の名称

令和元年度 第2回 福島県環境影響評価審査会

2 日時

令和元年6月10日(月) 午前9時45分～午前11時45分

3 場所

福島県庁 本庁舎2階 第二特別委員会室

4 議事

5 出席者等

(1) 環境影響評価審査会

稲森悠平委員(審査会長)、川越清樹委員、木村勝彦委員、齊藤貢委員、
山本和恵委員、由井正敏委員、井上正専門委員、須藤隆一専門委員 以上8名

(2) 事務局

生活環境部次長(環境共生担当) 大山一浩、環境共生課 副課長兼主任主査 鴨田
美奈子、主任主査 國分作裕、主査 小島央 以上4名

(3) 傍聴者 一般5名、報道機関2名

6 議事内容

■開会

- (1) (仮称)吾妻高原風力発電事業環境影響評価準備書について(事業者説明等)
- (2) (仮称)勿来四沢太陽光発電事業環境影響評価準備書について(事業者説明等)
- (3) (仮称)須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価方法書について(知事意見答申案)
- (4) (仮称)内郷高坂太陽光発電所環境影響方法書について(知事意見答申案)
- (5) (仮称)玉野太陽光発電事業環境影響評価書について(知事意見答申案)
- (6) その他

■議事録署名人の選出

稲森会長が齊藤委員、由井委員を指名し、全会一致で了承された。

■議事

- (1) (仮称)吾妻高原風力発電事業環境影響評価準備書について(事業者説明等)

事業者が同準備書の概要説明、事前に審査会構成員等から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(由井委員)

質問番号8の猛禽類調査地点について。イヌワシは毎年8～10月頃に行動圏が広がり、20キロメートルほどの範囲で活動することがあります。他の風力発電事業の例ですが、8～10月にイヌワシの現地調査をほとんど実施しなかったことにより、発電所稼働後にイヌワシが他の地域から飛来し、風車に衝突する事故が発生しました。

本計画も前述の事業と類似した条件になっているのですが、風車設置場所を広く視認

できる調査地点 St.4 における調査日が、9月は1日しかありません。

これでは調査が足りないので、8月と9月の調査を追加して実施してください。

(事業者)

現在、猛禽類の調査を継続しているので、追加調査を検討します。

(由井委員)

準備書の753ページに、イヌワシの影響予測が記載されています。このなかで、「当該地域で確認されているイヌワシの営巣地は20キロメートル以上離れていると推測されていることから、仮に対象事業実施区域を含む20キロメートル四方の餌場環境から改変率を算出すると0.1パーセントであり、影響は小さいものと予測する。」と書かれています。

しかし、この改変率0.1パーセントは、風車の設置場所を整備するために改変する面積から計算したものであり、現実には、風車が建設されると風車から半径500メートル程度はイヌワシが飛翔しなくなるので、イヌワシの生息環境が影響を受ける面積はもっと広がります。このことを踏まえて、評価書では記載内容を修正してください。

(事業者)

承知しました。

(川越委員)

地下水への影響について。先ほどの説明では、事業実施区域の地層と福島盆地の帯水層には連続性がないので、福島盆地で使用される地下水への影響はないとのことでしたが、発電所の建設工事により地下水のかん養域が改変されるので、イオンクロマトグラフや同位体を利用する方法等により、地層の連続性について詳細な調査を検討してください。

(事業者)

検討致します。

(山本委員)

景観に関する他事業との累積的影響の評価結果はどうなっていますか。

(事業者)

準備書の1031ページ以降に、フォトモンタージュ法により評価しています。

(山本委員)

分かりました。

(井上専門委員)

質問番号13の放射線の量について。事業者回答では、土壌中の放射性物質濃度は推定で0～1000ベクレル/キログラム、空間線量率は0.23マイクロシーベルト/時以下とありますが、これらは推定値です。

対象事業実施区域の下流では伏流水が利用される状況も考慮して、住民の安心のために、現地の空間線量率と土壌中の放射性物質濃度を測定していただきたい。

(事業者)

承知しました。

(須藤専門委員)

地下水への影響について。家畜の糞尿由来の窒素が酸化されて硝酸性窒素や亜硝酸性窒素になり、地下水へ流出する可能性があります。これらは、人の健康への影響が大きいため、環境基準値も踏まえてしっかり確認していく必要があります。

また、残土や廃棄物は対象事業実施区域外に搬出ししないとのことですが、本当に実現できるのかについて後日、詳しく説明してください。

(井上専門委員)

仮に、伐採木を焼却処理する場合、伐採木に付着している放射性物質が濃縮するので、このことについても検討をお願いします。

(事業者)

検討致します。

(稲森委員)

別添資料19の温室効果ガスの削減状況について、20年間の事業計画をもとに記載の方が分かりやすいと思いますので、今後、検討してください。

他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(2) (仮称)勿来四沢太陽光発電事業環境影響評価準備書について (事業者説明等)

事業者が同準備書の概要説明、事前に審査会構成員等から出された質問に対する回答を行った後、質疑応答が行われた。その概要は次のとおりであった。

(稲森委員)

資料4の質問番号1-⑦「太陽光パネルの設置においては景観を踏まえて適正化してください。」に対する回答として、「太陽光パネルは、ガラス表面のナノコーティングにより反射率を5パーセント未満とする」とありますが、95パーセントの太陽光はパネ

ルに入射するということですか。

(事業者)

そのとおりです、最近の太陽光パネルは反射光を極力少なくする仕様になっています。

(由井委員)

資料4 質問番号14の森林病虫害防除法に関することですが、マツクイムシが生息している森林である場合、6月以降は伐採できないので事業者回答の文章も含めて確認しておいてください。

(事業者)

いわき市役所に確認した結果、本事業計画地に高度公益機能森林及び被害拡大防止森林が含まれていないとの回答がありました。ただし近隣には所在しているので、事業計画地を広げる場合は協議してほしいとのことでした。

(稲森委員)

他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(3) (仮称)須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価方法書について (知事意見答申案)

審査会構成員等からの意見を踏まえて作成した答申案について事務局から説明を行った。

(井上専門委員)

「10 放射線の量について」ですが、原発事故から8年が経過し、事故由来放射性物質は土壌の下層に移動していることが考えられます。したがって、空間線量率を面的に測定し、その結果を踏まえて複数の地点で土壌中の放射性物質濃度を測定することが必要であると考えます。

(事務局)

承知しました、そのように答申案を修正します。

(稲森委員)

適切な環境保全措置を実施するに当たり、固定価格買取制度による事業収益が生じなくても適正な対応を求める旨の文章を記載する必要があるので検討してください。

(事務局)

承知しました。

(稲森委員)

他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(4) (仮称)内郷高坂太陽光発電所環境影響方法書について (知事意見答申案)

審査会構成員等からの意見を踏まえて作成した答申案について事務局から説明を行った。

(稲森委員)

当審査会のこれまでの答申文の内容も踏まえてのことですが、事業者が知事意見の内容をよく理解するためには、ある程度詳しく記載する必要があります。

例えば、先ほどの(仮称)須賀川・玉川風力発電事業環境影響評価方法書に対する答申案の「10 放射線の量について」のように、空間線量率や土壤中放射性物質の調査が必要な理由を文章の冒頭に記載すれば、事業者はよく理解できると思います。

今後、検討してください。

(事務局)

承知しました。

(由井委員)

本計画に限らず、福島県のマツクイムシに関する対策を後日教えてください。

また、2020年から太陽光発電事業が環境影響評価法の対象事業になりますが、福島県の環境影響評価条例での取扱いはどうなりますか。

(事務局)

今後の審議案件として取り扱う予定ですが、法に準じて出力を規模要件にするか、現行の造成事業の一つとして取り扱うか検討中です。

(由井委員)

分かりました。

(山本委員)

1 総括的事項の(5)について、「設備の安全性の問題や、防災・環境上の懸念・・・」とありますが、環境上の懸念という表現は分かりにくいので修正してください。

(事務局)

承知しました。

(稲森委員)

これまでの知事意見答申の形式を踏まえて、今後の文章を作成するように検討してください。他に意見がなければ以上で本件の審議を終わります。

(5) (仮称)玉野太陽光発電事業環境影響評価書について (知事意見答申案)

環境影響評価準備書に関する知事意見への対応を反映した評価書について、事務局から知事意見答申案の説明を行った。

(稲森委員)

特に意見はありませんので、これで本件の審議を終わります。

(6) その他

今後の予定等について事務局から説明を行った。

■閉会